

平成 29 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 インターライフホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 及川 民司
(J A S D A Q ・ コード 1418)
問 合 せ 先 役職・氏名 広報・IR 室長 川島 仁
電 話 03-3547-3227

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会で「定款の一部変更の件」をご承認いただくことを条件として、定款の一部を変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 29 年 4 月 12 日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高め、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会においてご承認いただくことを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整および条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議	平成 29 年 4 月 12 日 (水)
定時株主総会開催日	平成 29 年 5 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 5 月 25 日 (木)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機 関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機 関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条～第10条 (条文省略)	第5条～第10条 (現行どおり)
第11条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成 ならびに備置き、その他株式および新株予約権に 関する事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当社においては取扱わない。	第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成 ならびに備置き、その他株式および新株予約権 に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当社においては取扱わない。
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(株主の届出) 第14条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人 もしくは代表者は、その氏名、住所を株主名 簿管理人に届け出るものとする。 2. <u>外国に居住する株主、登録株式質権者または</u> <u>その法定代理人は、日本国内に仮住所または</u> <u>代理人を定めて、これを当社の株主名簿管</u> <u>理人に届け出るものとする。</u>	(削除)
第3章 株主総会 第15条～第21条 (条文省略)	第3章 株主総会 第14条～第20条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第22条 当社の取締役は、 <u>14</u> 名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除</u> <u>く</u>) は、 <u>9</u> 名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以</u> <u>内とする。</u>
(選任方法) 第23条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) (新設) (新設)	(選任方法) 第22条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以</u> <u>外の取締役とを区別して、株主総会において</u> 選任する。 2. (現行どおり) 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないも</u> <u>のとする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力</u> <u>は、選任後2年以内に終了する事業年度のう</u> <u>ち最終のものに関する定時株主総会の開始</u> <u>の時までとする。</u>

<p>(任 期)</p> <p>第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 23 条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>(業務執行)</p> <p>第 26 条 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く）の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 28 条～第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条～第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</u></p>
<p>第 32 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 34 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 32 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、<u>緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 33 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

<p>(取締役会の決議)</p> <p>第35条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第34条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第36条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をした時は、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第35条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第37条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第36条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第39条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第40条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第41条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第42条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第43条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第44条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第45条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める</p>	<p>(削除)</p>

事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	
(監査役会規則) 第46条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。	(削除)
(報酬等) 第47条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。	(削除)
(監査役との責任限定契約) 第48条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第38条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集手続) 第39条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規則) 第40条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
第6章 会計監査人 第49条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第41条 (現行どおり)
(報酬等) 第50条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て取締役会の決議により定める。	(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(会計監査人の責任免除) 第51条 (条文省略)	(会計監査人との責任限定契約) 第43条 (現行どおり)
第7章 計算 第52条～第53条 (条文省略)	第7章 計算 第44条～第45条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第54条 当社は、毎年2月末または8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当	(剰余金の配当の基準日) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

<p style="text-align: center;"><u>(以下「配当金」という) をすることができ る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第55条 <u>配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

以上